佐賀県青少年健全育成条例の一部改正について

平成２４年９月

佐賀県くらし環境本部こども未来課

佐賀県青少年健全育成条例における青少年の「インターネット利用環境の整備」に関し、次の２点について改正を行います。

【改正ポイント１】

携帯電話のフィルタリングサービス手続解除の厳格化

【改正ポイント２】

新たなインターネット接続機器についての注意喚起

なぜ条例改正が必要なのか？

スマートフォン、移動式ゲーム機など新たなインターネット接続機器が普及

佐賀県公立中学校3年生のインターネット利用で使う機器

携帯電話事業者のフィルタリングサービスあり

	携帯電話	ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ	iPad	パソコン	固定式ゲーム機	移動式ゲーム機	その他	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄを使ったことがない
男子	16.5%	2.7%	4.3%	74.2%	10.2%	28.1%	4.7%	8.0%
女子	37.5%	3.6%	3.8%	77.3%	2.7%	6.0%	2.2%	5.5%
合計	26.9%	3.2%	4.1%	75.8%	6.5%	17.1%	3.5%	6.7%

スマートフォンの場合
２種類のフィルタリング
があります！

【電話回線接続】
携帯電話事業者が提供する
フィルタリングサービスの
利用（法律で義務付け）

【Wi-Fi接続】
スマートフォンにフィルタ
リングのアプリをダウンロ
ード（端末自体にフィルタ
リングをかける）

各端末にフィルタリグをかけていないと、無線LANでインターネットへの接続が可能

小中高生が容易にアダルトサイトなどの有害サイトに接続し、被害に遭っている！

新たなインターネット接続機器についてのフィルタリングは周知されているのか？

インターネット上のトラブルに巻き込まれる青少年が存在

佐賀県消費生活センターへの相談事例

【スマートフォン等からのインターネット接続に伴う被害事例】

- ●携帯電話をスマートフォンに買い替え、インターネットに色々と検索していたら、アダルトサイトに入会になってしまい、約10万円を請求されている。（高校生　女性）
- ●小学生の息子が、携帯型音楽映像プレーヤーでインターネットを使用中、アダルトサイトに登録してしまい、約10万円を請求されている。（40代　女性）

佐賀県内の福祉犯の状況

	H19	H20	H21	H22	H23
福祉犯被害少年数	２３	４１	４２	２６	２７
被害少年のうち携帯電話サイト利用に係るもの	５	１４	１３	５	２

（注）福祉犯…少年を虐待し、酷使し、その他少年の福祉を害し、又は少年に有害な影響を与える犯罪

【検挙された事件】

- ●**児童に淫行させる行為**（児童福祉法違反）
- ●**児童買春**（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び保護等に関する法律違反）
- ●**みだらな性行為、わいせつ行為、深夜連れ出し**（佐賀県青少年健全育成条例違反）
- ●**不正誘引**（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反）

携帯電話・インターネット接続機器のフィルタリングの普及を推進する必要がある！

「電話回線」接続の場合のフィルタリングをどうすべきか？

携帯電話事業者の回線ネットワーク側にフィルタリングをかけ、有害サイトへのアクセスを制限する。

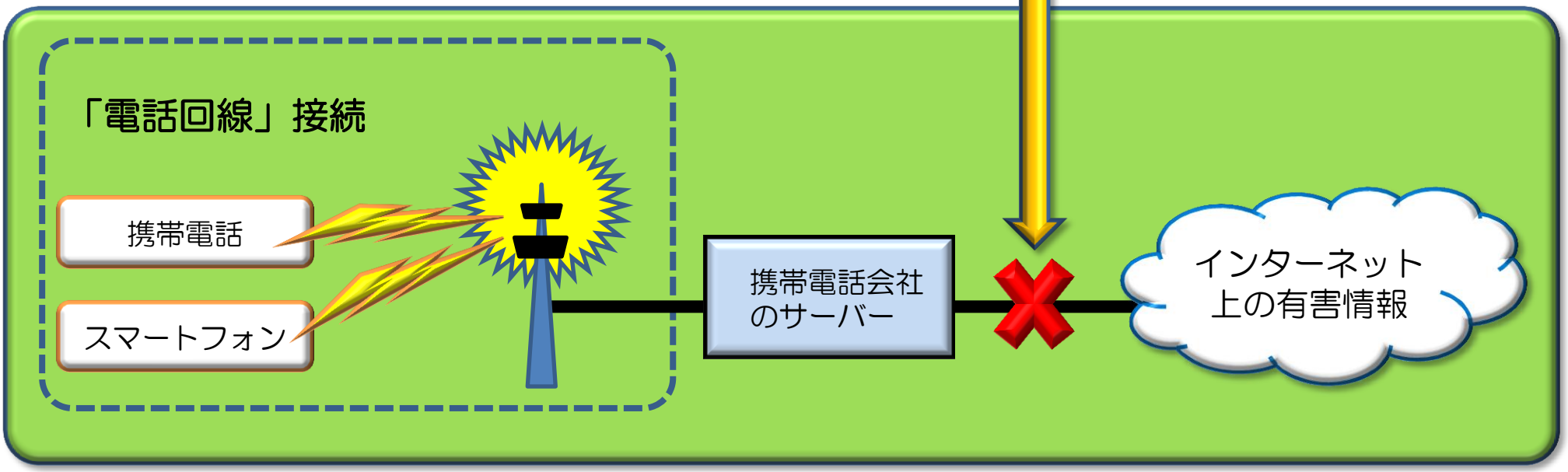

携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスの利用を保護者に徹底していく必要がある！

【改正ポイント１】

携帯電話のフィルタリングサービス手続解除の厳格化

「Wi-Fi」接続の場合のフィルタリングをどうすべきか？

独自にアプリを追加し、フィルタリングする。
（注：携帯電話の回線以外で接続する場合）

すべての通信回線のネットワークにフィルタリングをかけることはできないため、各インターネット端末装置に独自にフィルタリングをかける必要がある！

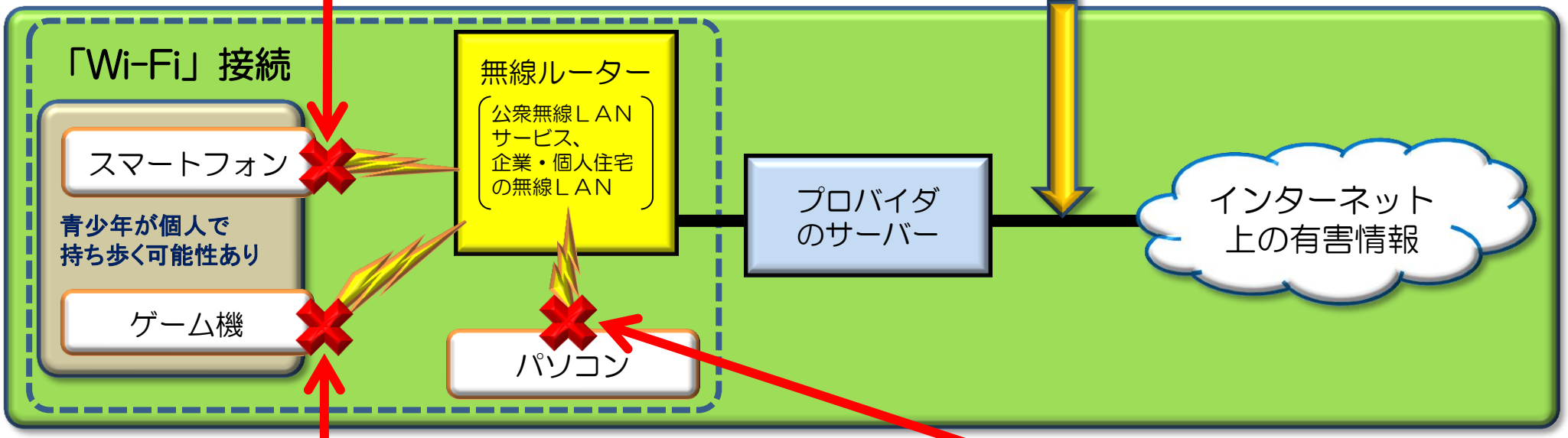

ペアレンタルコントロール等で、フィルタリングする。

独自にソフトを追加し、フィルタリングする。

保護者の責任において各端末にフィルタリングをかけてもらう必要がある！

【改正ポイント２】

新たなインターネット接続機器についての注意喚起

携帯電話のフィルタリングサービスについての規定は？

現行規定

携帯電話でインターネット接続役務を提供する事業者

【法律】青少年が使用する携帯電話へのフィルタリングサービス提供を義務付け

ただし、青少年の保護者から利用しない旨の申出があった場合は除く！

（注）法律・・・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）

【条例】フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努力

保護者

【条例】フィルタリング等により、子どもが有害情報を閲覧することがないように努力

フィルタリングサービスを提供するに当たっての保護者への強制力が弱い！

フィルタリングサービスが解除されやすい状況！

【改正ポイント1】では、このように改正をします！

携帯電話でインターネット接続役務を提供する事業者

改正内容

【条例】保護者・青少年に対してインターネット接続により有害情報を閲覧する機会が生じること及びフィルタリングサービスの内容について説明し、説明書を交付しなければならない

【注】
法律の規定（利用しない旨の申出）を補完するものです。

【条例】保護者が提出した書面を保存しなければならない

【条例】県は必要に応じ、立入調査も実施（従わない場合は、勧告、公表）

保護者

【条例】青少年が使用する携帯電話を契約する際に、フィルタリングサービスを利用しない場合は、保護者は正当な理由を記載した書面を提出しなければならない

フィルタリングサービスの解除手続きが厳しくなり、利用者が増える！

青少年にとって有害な情報が含まれるサイトを閲覧する機会が少なくなる！

新たなインターネット接続機器についての規定は？

現行規定

スマートフォンでインターネット接続役務を提供する携帯電話事業者

【条例】フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努力

携帯電話事業者に無線LAN接続の危険性の説明まで明確に求めていない！

ゲーム機・パソコン等の製造事業者

【法律】青少年が使用するインターネット接続機器を製造する製造事業者に対し、フィルタリングソフトウェア又はフィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で機器を販売するよう義務付け

※ゲーム機のパッケージへの表示（例）…保護者の方へ～必ずお読みください～
「有害サイトへのアクセスを防ぐには、ペアレンタルコントロール（保護者による使用機能制限）を設定してインターネットへの接続を制限するか、市販のフィルタリングサービス（有料）をご利用ください。」

取扱説明書まで見ておらず、無線LANに接続できることが伝わっていないのでは！

無線LANからのインターネット接続の危険性が保護者に十分に伝わらない！

【改正ポイント２】では、このように改正をします！（その１）

改正内容

スマートフォンでインターネット接続役務を提供する携帯電話事業者

【条例】スマートフォンの場合、携帯電話事業者が提供するフィルタリングでは不十分なことから、利用者が独自にフィルタリングソフトを追加する必要があるため、その危険性や機能について説明し、説明書を交付しなければならない　　＜千葉県の条例を参考＞

【注】
携帯電話事業者が提供するフィルタリングの説明に合せ、当該フィルタリングだけでは不十分ということを説明していただきます。

保護者へ注意が喚起され、無線LANへの対策が取られることが期待される！

青少年にとって有害な情報が含まれるサイトを閲覧する機会が少なくなる！

【改正ポイント２】では、このように改正をします！（その２）

改正内容

ゲーム機・パソコン等の販売者等

【条例】インターネット端末装置の販売又は貸付を業とする者は、当該端末装置の販売又は貸付の契約をするに当たっては、フィルタリングソフトに関する情報その他の青少年がインターネットの活用により有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない　＜福岡県の条例を参考＞

【注】
製造事業者が製品のパッケージに表示した注意書等を販売窓口となる小売店等の店員からも説明していただくことを考えています。

保護者へ注意が喚起され、無線LANへの対策が取られることが期待される！

青少年にとって有害な情報が含まれるサイトを閲覧する機会が少なくなる！

条例改正後、規制はどう変わるのか？

対　象	現　　行	改　　正（案）
保護者	●フィルタリング等により青少年に有害情報を閲覧させないように努力	●フィルタリング等により青少年が有害情報を閲覧させないように努力（改正なし） **●フィルタリングサービスを利用しない場合は理由書を提出することを義務化（追加）**
携帯電話事業者	●フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努力 （インターネットプロバイダ等事業者に係る規定の中で規定）	**●有害情報閲覧の危険性があること及びフィルタリングサービスの内容を説明の上説明書を交付することを義務化** **●保護者の提出した理由書の保管を義務化** **●スマートフォンの場合、さらに、フィルタリングサービスだけでは不十分なため、その危険性や機能について説明の上説明書を交付することを義務化**
ゲーム機・パソコン等の販売者等	特に規定なし	**●青少年が有害情報を閲覧することを防止するための情報を提供するように努力**
インターネットカフェ等	●フィルタリング等により青少年に有害情報を閲覧させないように努力	（改正なし）
インターネットプロバイダ等事業者	●フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努力	（改正なし）
上記以外の者	●青少年に有害情報を閲覧させないように努力	（改正なし）

＜参考資料＞

青少年インターネット環境整備法の適用関係

17条…フィルタリングサービスの利用を条件とした携帯電話インターネット接続役務の提供の義務

18条…インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときのフィルタリングサービスの提供の義務
（「提供」とは、自らの提供・販売に限らず、フィルタリングサービスを提供するサイト等の紹介も含む。）

19条…フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上での機器の販売の義務

対象端末／機器		携帯電話・スマートフォン		ゲーム機・パソコン等
	接続の種類	携帯電話回線	無線LAN（Wi-Fi接続）	無線LAN（Wi-Fi接続）
法律上の義務	17条（携帯電話インターネット接続役務提供者の義務）	改正ポイント１	ネット接続の可能性とフィルタリングサービスの内容を説明し、フィルタリングサービスを利用しない旨の申出があった場合は、正当な理由を記載した書面を保護者に提出させ、保管する義務を追加	
	18条（インターネット役務接続提供者の義務）	―	改正ポイント２（その１） 契約者から求められなくても、無線ＬＡＮからのネット接続の可能性と上記フィルタリングサービスだけでは不十分等の内容を説明する義務を追加	
	19条（機器製造事業者の義務）	―	―	改正ポイント２（その２） 製造事業者の販売に係る義務の履行を補完するため、販売者等にも説明の努力義務を追加

今後のスケジュール

区分	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
青少年健全育成審議会への諮問	全体会	全体会						
佐賀地方検察庁との罰則協議	⟷	⟷						
県議会	議会説明		議会上程	議会審議	議会採決			
パブリックコメント	⟷	⟷						
県関係課との協議	⟷	⟷	条例案確定					
県民、関係機関への周知					⟷	⟷	⟷	⟷

来年４月１日条例施行予定

部会（７月11日開催）での主な意見

主な意見等	対　　応
● フィルタリング・サービス利用に係る負担有料であれば、規制をかけるのは難しい。	一般的なフィルタリング・サービスについては無料である。
● フィルタリングの例を示してほしい。	別添【スライド17　フィルタリング・サービスの例】のとおり。
● 法律で定義する有害情報は犯罪等への誘引も例示として示しているが、条例で定義している有害情報ではそこまで含めていない。条例で定義する有害情報だけでよいか。	今回、法律を補完する手続きを定めるため、インターネット上の有害情報については、法律で定義する有害情報を用いる内容で条例を改正する。
● フィルタリングにより閲覧が制限されてしまうことになるサイト運営者側の意見はないか。論文でもいいので示してほしい。	サイト運営者側の意見としては特に見つけられなかったが、他県において条例改正前に行われたパブリックコメントでの意見は、別添【スライド18　フィルタリング・サービスに係る条例改正への意見例】のとおり。
● 他の県の理由書の様式を示してほしい。	別添【スライド19　他県の「フィルタリング・サービスを利用しない旨の申出書」の様式】のとおり。
● 改正の方向性としては賛成だが、どこまで規制をするかについては、慎重に検討する必要がある。	説明義務を課す携帯電話事業者については、協議を行い、意見等を踏まえた上で改正を行うこととしている。

フィルタリング・サービスの例

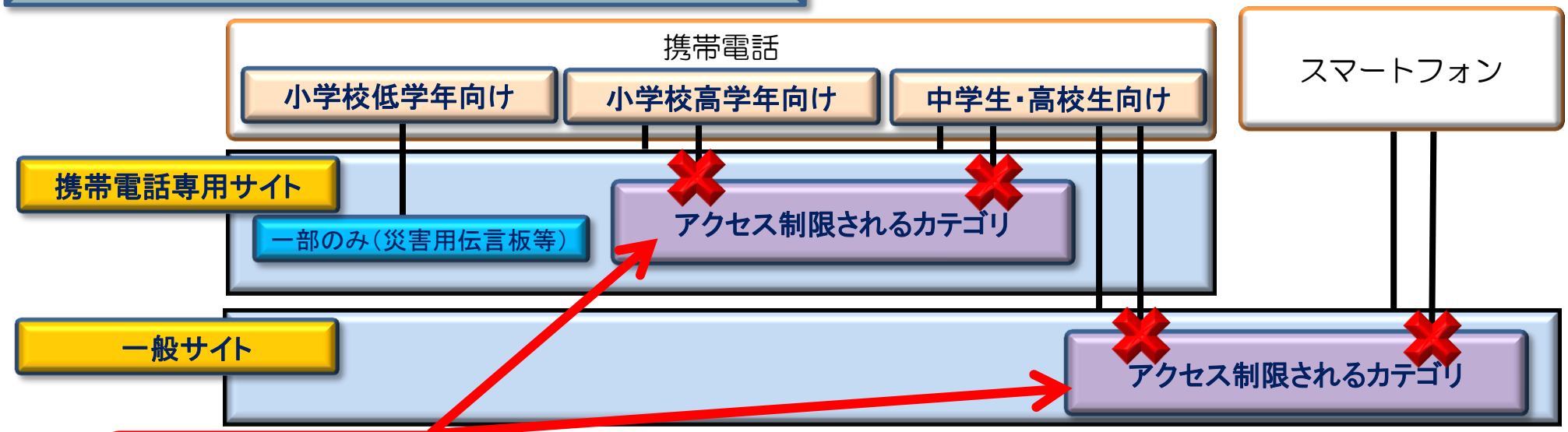

アクセス制限されるカテゴリ	内　容　（一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構が認定したサイトは除く。）
不法	違法と思われる行為、違法と思われる薬物、不適切な薬物利用
主張	軍事・テロ・過激派、武器・兵器、告発・中傷、自殺・家出、主張一般
アダルト	性行為、ヌード画像、性風俗、アダルト検索・リンク集
出会い	出会い・異性紹介、結婚紹介
グロテスク	グロテスク〔見せたくない（死体や排便等）ものや気持ちの悪いものに関する画像や文章〕
セキュリティ	ハッキング、不正コード配布、公開プロキシ
ギャンブル	ギャンブル一般
成人嗜好	娯楽誌、喫煙、飲酒、アルコール製品、水着・下着・フェチ画像、文章による性的表現、コスプレ
オカルト	オカルト〔科学的に説明のできない各種の超常現象に関する情報の提供〕
コミュニケーション	ウェブチャット、掲示板、IT掲示板

個別にカテゴリ、サイトをアクセス可能にすることも設定可能

フィルタリング・サービスに係る条例改正への意見例

他県の条例改正時のパブリックコメントでの意見

- フィルタリング・サービスの回線事業者、保護者への義務付けは有効なので、早期成立に期待する。
- インターネットにおける各種の問題は、情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきである。
- フィルタリング・サービスの利用の有無の判断に行政が介入するのは、保護者の教育権の侵害である。
- 保護者が青少年にどのような情報を与えるかは保護者に任せるべきであり、フィルタリング解除に対して書面提出等の負担をかけるのは、家庭の教育権、青少年の知る権利への過度な介入である。
- 原則義務化であり、民間主導のフィルタリング環境整備を行政が支援するという青少年インターネット環境整備法の趣旨に反する。

●他県の「フィルタリング・サービスを利用しない旨の申出書」の様式

兵庫県の様式

フィルタリング・サービスを利用しない旨の申出書

年　　月　　日

様

申出者　住　所
氏　名
電　話（　　）　　－　　番

私は、青少年愛護条例第24条の４第２項の規定により、下記の理由があるのでフィルタリング・サービスを利用しない旨を申し出ます。

記

理由

石川県の様式

別記様式第1号(第1条の2関係)

年　　月　　日

様

申出者(保護者)
住所
氏名　　印
連絡先(電話番号)

フィルタリングサービスを利用しない旨の申出書

いしかわ子ども総合条例第34条の2第2項の規定により、フィルタリングサービスを利用しない旨を申し出ます。

(理由)

備考　申出者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

●携帯電話のフィルタリングサービスに係る説明義務化の状況

携帯電話でインターネット接続役務を提供する事業者

保護者・青少年に対してインターネット接続により有害情報を閲覧する機会が生じること及びフィルタリングサービスの内容について説明し、説明書を交付しなければならない
【18都府県で条例改正済（平成24年６月現在）】

さらに、千葉県ではスマートフォンのＷｉ－Ｆｉ接続について独自規定を追加

スマートフォンの場合、携帯電話事業者が提供するフィルタリングでは不十分なことから、利用者が独自にフィルタリングソフトを追加する必要があるため、その危険性や機能について説明し、説明書を交付しなければならない